



宮田町 501 通信

発行所 川崎光一社会保険労務士事務所 宮崎市宮田町 4-6 専門店会会館 2 F
労働保険事務組合 宮崎総合保険協会 HP-address <http://www.sr-k.co.jp>
Tel. 0985-29-5881 Fax 0985-29-5542 E-mail kawasaki@sr-k.co.jp



労働保険年度更新について

労働保険年度更新の作業を始めました。賃金台帳や工事契約書等の提出の
お願いを個別に行っているところです。4月20日までには必ず、当事務所まで
お送りいただきますようお願い致します。



障がい者雇用について

宮崎県障害福祉課の障害者職業訓練コーディネーターの方より障がい者雇用に
ついでのご案内を受けました。別添の『障がい者の雇用をお考えの事業主のみなさまへ』
をご覧ください。興味のある事業所様は当事務所までご連絡ください。

宮田町 501 通信について



宮田町 501 通信を本年度より原則メールにて配信するよういたしました。
メールアドレスをお持ちの事業所は、kawasaki@sr-k.co.jpまでご連絡ください。



よろしくお願い致します。



障がい者の雇用をお考えの

事業主のみなさまへ



障がい者のための委託訓練にご協力いただける企業を募集しています。

障がい者委託訓練とは、貴社で、訓練生を受け入れていただき、一定期間職業訓練をしてもらい、訓練終了後に雇用結びつけようという制度です。

求職者の実務能力を訓練で高め、適性を見極めた後に、採用していただくことが可能ですので、事業主にとって大変有効な制度と言えます。



実践能力習得訓練コース	事業所現場を活用し、作業実習を中心とした実践的な職業訓練
訓練時間、訓練期間	1月当たり標準100時間（最小60時間） 標準3か月（最低1か月） *障がい特性及び訓練内容等によって設定
委託料	訓練生1人当たり月額94,500円 （中小企業等、社会福祉法人、NPO法人） 訓練生1人当たり月額63,000円 （それ以外）
主な委託先	企業・社会福祉法人・特定非営利活動法人等
カリキュラム 訓練対象者	受託する企業等の業務内容に応じる。 （受講生用に特別に組む必要はありません。） 障がいのある人で、求職中で、当該委託訓練を受講することで、就職及び雇用の継続が図られると見込まれる人。
訓練内容の例	リネン作業・食品加工・清掃業務・農作業 他
<p>○ 訓練中、訓練生に対して賃金の支払いは必要ありません。</p> <p>○ 訓練中の労働災害保険及び災害損害保険は公費負担です。</p>	

お問い合わせ先

宮崎県障害福祉課 就労支援・精神保健対策室 就労支援担当
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
Tel 0985-32-4471/ Fax 0985-26-7340